令和５年度青森県介護従事者確保対策事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１　県は、質の高い介護従事者の確保・養成を図るため、市町村等が行う介護従事者確保対策に要する経費について、令和５年度予算の範囲内において、当該市町村等に対し、青森県介護従事者確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平成２６年９月１２日付け医政発０９１２第５号・老発０９１２第１号・保発０９１２第２号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下「基金要領」という。）」及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（補助事業者）

第２　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）市町村

（２）社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、青森県内に事業所を有する介護サービス事業者

　（補助事業）

第３　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）介護職の魅力発信事業

（２）訪問介護サービス提供責任者研修事業

（３）アセッサー講習受講支援事業

（４）介護施設における医療介護連携人材養成事業

（５）市民後見推進事業

（６）新採用介護職員人材育成・定着支援事業

（７）チームワーク強化支援事業

（８）介護支援専門員資質向上事業

（９）階層別研修事業

（１０）介護施設における看護職員の資質向上推進事業

（１１）外国人介護人材受入施設環境整備事業

（１２）介護従事者等向け権利擁護研修事業

（１３）高齢者権利擁護等推進事業看護職員研修事業

（１４）地域で取り組む介護人材養成確保推進事業

（１５）介護現場におけるハラスメント対策事業

（１６）外国人留学生奨学金給付等支援事業

（１７）外国人介護人材受入環境整備事業

（１８）外国人介護福祉士候補者学習支援事業

　（補助対象外事業）

第４　補助金は、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている事業については対象としないものとする。

　（事業内容、補助対象経費及び補助金の額）

第５　事業区分ごとの補助事業者、補助事業の内容（以下「事業内容」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額及び補助率は、別表１のとおりとする。

２　補助金の額は、次により算出した額以内の額とする。

（１）事業区分ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）事業区分ごとに、補助基準額の合計を算出する。

（３）事業区分ごとに、（１）により選定された額と（２）により算出した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（ただし、補助率が定額の事業については補助率を乗じない。なお、事業ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を合計額とする。

　（申請書等）

第６　規則第３条第１項の申請書は、第１号様式によるものとする。

２　規則第３条第２項及び第３項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次の（１）から（４）まで及び別表２のとおりとする。ただし、第３（３）に掲げる事業は（１）及び別表２のとおりとする。

（１）補助金申請額内訳書（総括表）（別紙１）

（２）事業計画書（別紙２）

（３）収支予算（見込）書抄本

（４）その他知事が必要と認める書類

　（補助金の交付の条件）

第７　次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

（１）補助事業の内容の変更をする場合において、あらかじめ事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書（第３号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延等報告書（第４号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

（４）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和６年４月１日から５年間保管しておくこと。

（５）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、補助事業の完了後においてもその効率的な運用を図ること。

（７）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合も含む。）は、令和５年度青森県介護従事者確保対策事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第５号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。なお、全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（８）補助事業者が（１）から（７）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（９）補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

　（申請の取下げの期日等）

第８　規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して３０日を経過した日とする。

２　交付の申請の取下げは、交付申請取下書(第６号様式)を知事に提出して行うものとする。

　（補助金の交付方法）

第９　補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、第３（４）、（８）に掲げる事業は概算払とする。

　（補助金の請求）

第１０　補助金の請求は、補助金（概算払）請求書(第７号様式)を提出して行うものとする。

ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

　（実績報告）

第１１　規則第１２条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して３０日を経過した日又は令和６年４月１９日のいずれか早い期日までに、事業完了（廃止）実績報告書（第８号様式）に次の（１）から（４）まで及び別表３に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第３（３）に掲げる事業は（１）及び別表３のとおりとする。

（１）補助金精算額内訳書（総括表）（別紙６）

（２）事業実績報告書（別紙７）

（３）収支決算（見込）書抄本

（４）その他知事が必要と認める書類

２　前項の規定に関わらず、第３（３）に掲げる事業に係る報告は、知事が別に定める期日とする。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年８月２４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。